

助役(川森金吉)その問題については技術家とよく相談の上やりたい。

議長(副議長平井初五郎)詳細は振興委員会附託として本件については異議

あるや否やも会議に諮り全会一致賛成賛成決定する旨を告げる

日程第四議案第五号(建物買収に關する件)

議長(副議長平井初五郎)本件を議題として第一読会を開く旨を告げる。

町長(岸徳次郎)書記

では般東協同組合の意向も伺った処、協同組合としては現在必

要に通うに依る建物ではないといふ事だ、こゝに買収価格等お合せ

町で買収使用したく提案したと述べる。

町長(岸徳次郎)衆協側の立場としての話であるが、この四町で譲つてよい

と言ふ事はなく、助役との話し合ひ五町位の価値はどうか

見てみるとお話ししたが、坪四〇〇坪として譲つて欲しいとの事

であつたと述べてた、

議長(副議長平井初五郎)本件については異議あるか否かを会議に諮りし

全会一致賛成原案決定の旨を告げる。

日程第五議案第五号(町道用地買収に關する件)

議長(副議長平井初五郎)本件を議題として第一読会を開く旨を告げる。

書記 朗読

町長(岸徳次郎)では般東より町道新設については関係者に不足分

額の折衝の上で承諾を得たので茲に提案したがその意思に

ついては振興委員長に説明して頂くといふと述べた。

振興委員長(岸野長年)八日土曜日も及耕作者関係と協議した結果、協場一敷で

承諾を得た、耕作料の外に、草は一畝一ヶ月草は一畝一ヶ月その他

は寄附して頂くことになつて居る。

「茅王番(村野茂平)」工事は救済事業であるからか。

「助役(川端金吉)」救済工事は平時は五〇人で事業三月頃迄やる。現在の六分針
である失業救済事業として技術を要する工事はないので差支
ないと思ふ。

「議長(副議長平井初五郎)」本件について異議があるか否かを会議に諮り
異議の無いので原案通り決定する旨を告げる。

日程第六(議案第五号)「福留町税賦課率収率制の一部を改正の件」

「議長(副議長平井初五郎)」本件を議題として第一読会を用く旨を告げる。

書記

朗読

「所長(岸徳次郎)」町民税の第一期分は九月三十日までに完納することに
なるが準備が遅く九日の二十四日初日に全書が揃ひ出来なうなるので
下日延期の賦課率収率日の読み替へ規定及決定外普通税

の属當税についての税率、完納方法等についての説明を述べた

「議長(副議長平井初五郎)」本件について異議があるか。

「茅王番(横田嘉昭)」読み替へ規定は三十日から一月間か。

「主事(内田 勇)」完納金書も既に作つてあるのだから三十日までとした納期

限については所長が定める。

「茅王番(高橋三郎)」属當税は他の属場とのつり合が取れぬから、

「主事(内田 勇)」現在までに通知を得た三集のよいよい、その他に

つては照会中である。

「茅王番(高橋三郎)」細則義務者と言ふ事があるが、完納義務かけられたら納

もある事であると思ふがどうか。又税率については(これは暫定税率と思ふ

か)三度ほど現行半額八〇日限四〇日と言ふ事を聞いた。

「茅王番(高橋三郎)」完納方法と税率は財政委員会に委ねて、その他については

議決をしない限り、

議長(副議長平井初五郎) 歳入歳出決算及税額については財政委員会附託する旨を
告げ、出席については異議がないかを会議に諮り異議がないの
旨を承認する旨を告げる。

日程第七(議案五四号) 福生町警察手数料条例の一部改正の件

議長(副議長平井初五郎) 出席を議題とし第一読会を開く旨を告げる。

書記 朗 読

一 所長(岸徳次郎) 今迄道路使用については許可は出すが、これを教料とせしめ
する規定がなかつたので、この上程となつた旨を述べ、

一 主事(村野良平) 道路の使用許可証交付手数料は役場の歳収するか、

一 主事(内田三男) 警察委員会に収める。

一 主事(内田三男) 警察委員会に収める。歳入の場合には移動のするものでなく、はいりないか。

固定した物は許可にならなかつた。

一 主事(内田三男) 固定したものでない限り、はいりないか。

一 議長(副議長平井初五郎) 出席については異議あるや否かを会議に諮り全会
一致採決賛成決定する旨を告げる。

一致採決賛成決定する旨を告げる。

一 議長(副議長平井初五郎) 暫く休憩する旨を宣告した。時に十時三十分なり。

一 議長(副議長平井初五郎) 午前十時三十分開議を宣告した。

出席議員は休憩前と同様である。

日程第八(議案五五号) 福生町警察手数料条例の一部改正について

一 議長(副議長平井初五郎) 出席を議題とし第一読会を開く旨を告げる。

書記 朗 読

一 助役(村野良平) 出席については、公事委員会からの申入れ、道路交通取締

法等について、上程になつた理由を説明した。

第一五番(磯村武夫) 警部を警視にする事についての説を求めた

一即後(斎藤寅次郎) 警部が警視となつたからと言って犯罪が減少すると言ふ事はなつと思ふが、近き自他が警察と密着を命ぜると共に

これによつて益々悪徒を解く火の犯罪の絶滅を期するにある。

一第六番(森田幸也) こういう問題については警務委員会を考への上検討

すべきかと思ふが、警察に對する検査したか、

一即後(川島金吉) 警務委員会によつて審議すべきとの事はつてはな

いふ事は期限がなかつたので、どうした事が出来なかつたので、此中に

つては警務委員会附地審議して決すると思つておる。

一第七番(高橋三郎) 警視は別に雇入れると云ふ事か、

一即後(斎藤寅次郎) 理士の警部を警視とする意向がある。

一議決(副議長 平井初五郎) 此條については警務委員会附地次の議案に於て審

議することにしたが、異議なかつたので、今後には諮りし處異議がなかつたので、警務委員会附地のことは決定の旨を告げる。

日程第一(議案第五号) 補給費及資金給付率例決定の件

一議長(副議長 平井初五郎) 此條を議題として第一讀会を用く旨を告げる。

書記 朗読

一町取(岸徳次郎) 此條については提案者より説明願ひたい。

一提案者(田村福一) この問題はつては所長局に先によつて入つておるが、

提案理由に述べてある通り、事業をやると思ふが、成績優良なるもの

が、漸進的な内容のため、上級学校に行けないと云ふことの事な思ふ

に、この向きの道を開いてやりたいと云ふこと、詳細に聞くと、教育

委員会附地審議を願ひと思つておる。

一議決(副議長 平井初五郎) 直ちに教育委員会附地次の議案に於て審議す

牙子五番(磯打式) 提筆者に賃回しますや調定所中々校と云ふ者切々に

一 櫻葉香 (田村福一) 私立中学校等に在學して居る者の家庭は財政的に豊かにな

象牙五番(砥柱丸) 小學校から中學校に行かれない児童があると言ふ話を

事業(内田第)義塾教育のため行なつてゐる事業は事業ない訳で財政

的に行けなむと云やうな家庭に對しては民生委員等によつて調査して
通學させて置く、事情によつては長期休學をせしめて置くことも
あり得る。

城長副議長兼希望部
城味は教育委員会附設の土田園遊会に於て

幕後しんが異議ないが否かを合議に諮りしは異議かな
かつたので次回議合に於て幕後する旨を告げる

議政(訓)議政平井初五郎
午前の日程を終り休憩する
午後も告げ、

時
に
午
前
十
二
時
の
合
ち
り

議長副議長并初五期）再會告別の時12時30分

日程第九 (議案五) 臨時第五所歲入歲出追加更正案 第三面以下

議長 副議長 平井 初五郎
中津也 議長とし、平井議長を副議長に任命す。

書記
朗
讀

一、野取 岸徳忠郎 地方自治法施行規則の一部が改正になり、これかため

款項目の一部改正
議會費及米穀供出交付金等の更正に付て

後
明
此

牙士番
 (役半美知)
 奨励費の額は調整委員会に於て要求金額か、

（町長）岸徳次郎（然り）

（町長）森田幸也（俵本苗のものを農協組合で取扱うので、これに對し人夫
及材料等を負担して居るの、この介に對しては、費程度の考慮
を願いたい、

（町長）岸徳次郎（承知します）

（町長）村野茂幸（調整委員会以外に於ては供出奨励に努めて居るの、

奨励費を増額したい

（町長）井上岩次郎（五等品については奨励費はつかないが、

（町長）田井伊作（本年は例外で果物は非常に着るし人の居る、これ以上別に支出
を考へて貰いたい、

（町長）横田素朗（直接協同組合に買出すのはどうかと思ふので、この外から
買おしたら、

（町長）岸徳次郎（そのやうにしたい、

（町長）渡部美知（納税奨励費は納税組合の設立のためのもので、

（町長）田田 勇（取扱の介がある、

（町長）田井伊作（国定資産税について三〇〇平方メートル以下は、この内容を適正化
してらる増徴となると思ふ、例をこの区劃整理区域について見て
見れば、都市計画によつて宅地となつたところは、賃代々価税が坪九〇円位
一及び坪一〇〇平方メートル以下は、最高五〇〇平方メートルとなる、
然るに都市計画区域と云つては、現在農地である、農地に及ぶ、この内
もの税金が賦課されるは、農業税率は成り立っていない、同じ坪一〇〇平方
メートルで昔からの土地所有権については、坪三〇一級に三〇〇平方メートル
と小賃代価税がある、それか都市計画によつて畑から宅地となつた
土地は坪九〇円と云ふ、不公平な事を求むるは、

右会議の次第を記載しその相違ないことを認めるため、ここに
署名する

昭和二十五年九月三十日

福生町議会議長

年井初五



全 議員

村尾昌三



全 議員

高水藤太郎



全 議員

設樂美知



昭和 25 年 11 月 5 日 起案	昭和 年 月 日 決裁	昭和 年 月 日 発行	淨 寫	校 合
町長	課長	課 起案者	係主任	係員
助役	課長		係主任	係員

福生第三七三六號

年月日

所長

西多々地才市部所長 宛

会議録送付に付し

昭和二十五年十月三十日 福生町議会(定例)会議録寫別冊ついで
送付し可す

東京部西多々地才市部福生町役場

市調査の上、署名捺印、及刻印市税のいす

不備ところが市税いすなら市に教へり訂正市税の
いす

田村 桐一

高橋 三郎

森田 幸次

誤り

第十一番 加藤市税

第十三番 設楽美知

第十五番 田村福一

第十一番 井上岩次郎

第十三番 豊井伸作

第十五番 磯村武夫

新 年

地方財政 平衡交付金	10,000,000	3,500,000	66
都支出金	1,439,950	50,000	1.48
都交付金	253,950	50,000	30
寄附金	560,000	85,000	64
寄附金	560,000	85,000	64
指定 寄附金	550,000	85,000	63
歳入合計	33,835,950	865,000	34.70

昭和三十五年福生町議会(定例)会議録

昭和三十五年十月三十一日福生町議会定例会を福生町役場に招集する
一應招議員より通り

- | | |
|-----------|-------------|
| 第一番 並木竹松 | 第十五番 高橋三郎 |
| 第四番 田村幾太郎 | 第十八番 森田幸彦 |
| 第五番 横田壽照 | 第十九番 森田誠重 |
| 第七番 田村 信 | 第二十番 羽村栄吉 |
| 第八番 高橋角花 | 第二十一番 村野英平 |
| 第九番 村尾昌三 | 第二十二番 平井初五郎 |
| 第十一番 加藤市松 | 第二十三番 井上岩次郎 |
| 第十三番 設楽美知 | 第二十四番 曾井伊作 |
| 第十五番 田村福一 | 第二十五番 磯村武夫 |